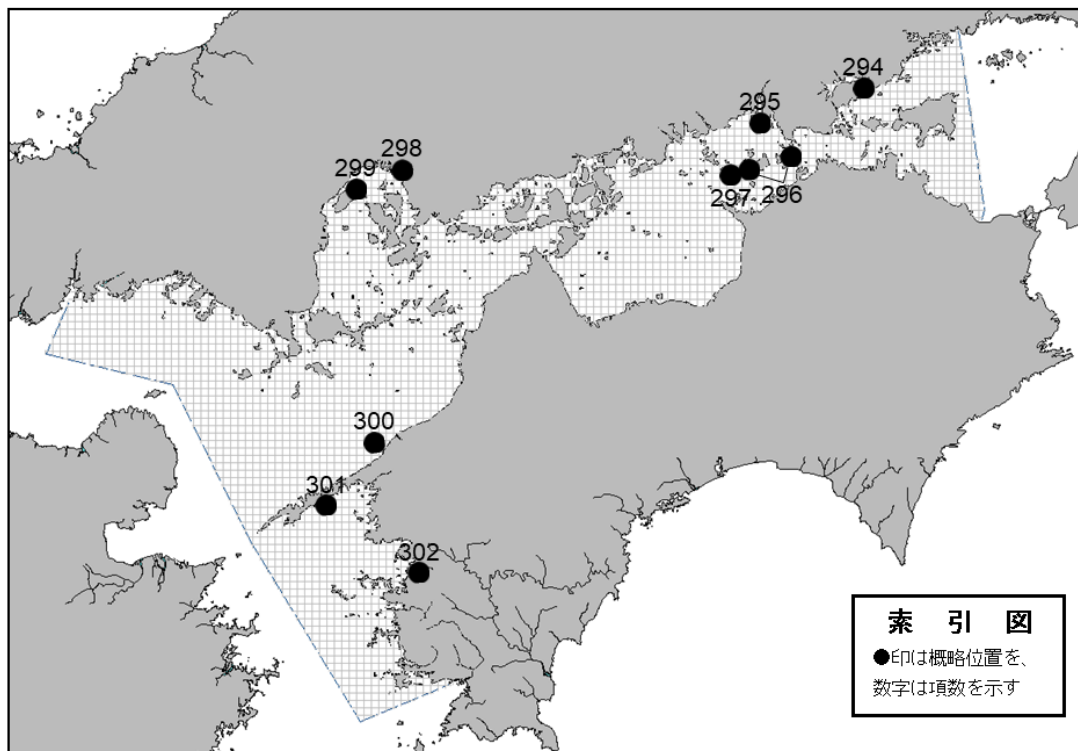


【目次】

第294項	瀬戸内海	岡山水道、小串港付近	小型船操縦訓練
第295項	瀬戸内海	水島港	掘下げ作業
第296項	瀬戸内海	備讃瀬戸北航路、水島航路及び付近	掘下げ作業等
第297項	瀬戸内海	備讃瀬戸、佐柳島西方	沈船存在
第298項	瀬戸内海	広島港、第1区	潜水作業
第299項	瀬戸内海	広島湾、厳島北岸	浮標等設置
第300項	瀬戸内海	伊予灘、長浜港南西方	魚礁存在
第301項	豊後水道	八幡浜港西方	水路測量
第302項	豊後水道	宇和島港	水路測量
お知らせ	G7香川・高松都市大臣会合に伴う海上警備に関するお願い		

- ◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。
- ◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。
また、航行警報もインターネットで入手できます。
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>
- ◎ 情報の通知について
航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。
- ◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。



～ 海の事件・事故は 118番へ ～

★5年294項 瀬戸内海 — 岡山水道、小串港付近 小型船操縦訓練

六管区水路通報5年23号273項削除

期 間 令和5年7月1日～30日(予備日を含む)の日出～日没

区 域 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-34-58N 134-02-36E
- (2) 34-34-49N 134-02-41E
- (3) 34-34-53N 134-02-29E
- (4) 34-34-59N 134-02-28E

備 考 区域内に浮標を設置

海 図 W155-W1114

出 所 第六管区海上保安本部



★5年295項 瀬戸内海 — 水島港 掘下げ作業

六管区水路通報5年17号193項削除

期 間 令和5年6月30日までの日出～日没

区 域 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-28-46N 133-41-51E
- (2) 34-28-40N 133-41-49E
- (3) 34-28-42N 133-41-41E
- (4) 34-28-48N 133-41-43E

備 考 (1) 作業はグラブ浚渫船(スパッド式)で実施

(2) 作業時は原則143mの通航幅を確保する

(3) 長さ143m以上の船舶が通航する場合は、当該船舶の1L以上の通航幅を確保する

(4) 警戒船を配置

海 図 W1127B-JP1127B

出 所 水島港長



★5年296項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸北航路、水島航路及び付近 掘下げ作業等

期 間 令和5年7月1日～9月30日(予備日を含む)の日出～日没

1. 掘下げ作業

区域1 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-23-15N 133-48-25E
- (2) 34-23-04N 133-48-28E
- (3) 34-23-00N 133-48-09E
- (4) 34-23-12N 133-48-05E

区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-23-13N 133-48-10E
- (2) 34-23-01N 133-48-14E
- (3) 34-22-58N 133-47-58E
- (4) 34-23-10N 133-47-54E

区域3 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-23-05N 133-48-35E
- (2) 34-22-55N 133-48-37E
- (3) 34-22-52N 133-48-20E
- (4) 34-23-01N 133-48-17E

- 備 考 (1) 作業船のアンカー位置に黄色灯付浮標を設置
 (2) 巨大船等の通航30分前には作業を中断し、
 作業船は航路外へ退避する
 (3) 警戒船を配置

2. 土砂投入作業

区域4 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-23-59N 133-51-03E
- (2) 34-23-36N 133-51-02E
- (3) 34-23-37N 133-50-35E
- (4) 34-23-59N 133-50-35E

区域5 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-24-58N 133-39-56E
- (2) 34-24-40N 133-39-48E
- (3) 34-24-45N 133-39-29E
- (4) 34-25-04N 133-39-38E

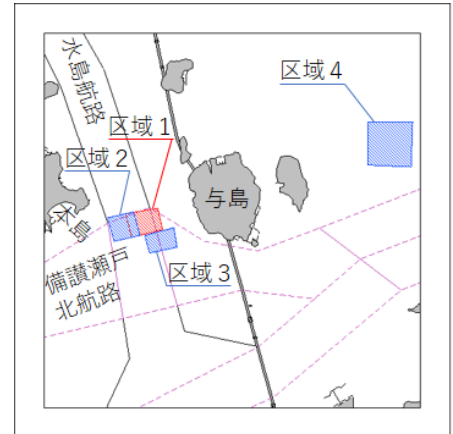
区域6 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-18-56N 133-39-16E
- (2) 34-18-42N 133-39-26E
- (3) 34-18-36N 133-39-13E
- (4) 34-18-49N 133-39-03E

- 備 考 (1) 作業区域を示す黄色灯付浮標を設置
 (2) 夜間、作業船は区域内に停泊し、アンカー位置に黄色灯付浮標を設置
 (3) 警戒船を配置

海 図 W1122-W137B-JP137B-W153-JP153

出 所 第六管区海上保安本部



★5年297項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸、佐柳島西方 沈船存在
 位置 34-19.9N 133-35.3E
 備考 (1) タグボート、長さ約14m
 (2) 位置を白色灯付浮標で明示
 海図 W137B-JP137B-W153-JP153
 出所 坂出海上保安署



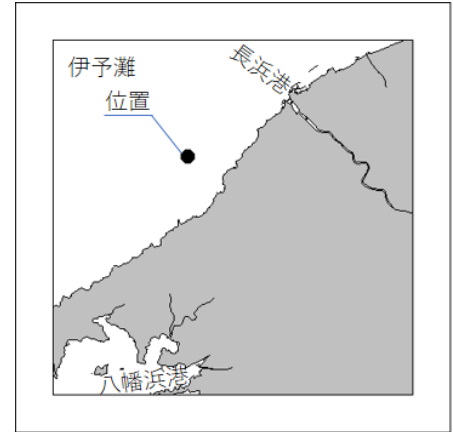
★5年298項 瀬戸内海 — 広島港、第1区 潜水作業
 期間 令和5年6月30日～7月1日(予備日2日～15日)の0800～1700
 区域 4地点により囲まれる区域
 (1) 34-20-59N 132-29-42E
 (2) 34-20-54N 132-29-41E
 (3) 34-20-54N 132-29-32E
 (4) 34-20-59N 132-29-32E
 備考 (1) 採泥作業を伴う
 (2) 区域を浮標で明示
 (3) 警戒船を配置
 海図 W1112A-JP1112A
 出所 広島港長



★5年299項 瀬戸内海 — 広島湾、厳島北岸 浮標等設置
 期間 令和5年6月24日～9月5日
 区域 4地点を結ぶ線上付近
 (1) 34-17-45N 132-20-29E(岸線上)
 (2) 34-17-47N 132-20-31E(潜堤上)
 (3) 34-17-41N 132-20-37E(潜堤南東端)
 (4) 34-17-40N 132-20-36E(岸線上)
 備考 遊泳区域を明示する浮標及び黄色灯付浮標
 海図 W1112B-JP1112B
 出所 第六管区海上保安本部



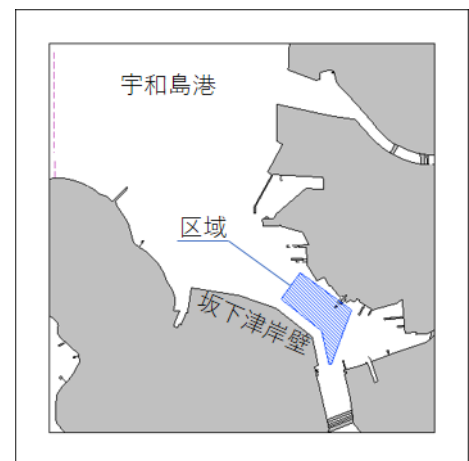
★5年300項 瀬戸内海 — 伊予灘、長浜港南西方 魚礁存在
 位置 33-34-43.6N 132-24-29.2E
 備考 (1) コンクリート製、高さ約10.5m、5基
 (2) コンクリート製、高さ約3.3m、58基
 海図 W1102-JP1102
 出所 第六管区海上保安本部



★5年301項 豊後水道 — 八幡浜港西方 水路測量
 期間 令和5年7月3日～13日の内8日間
 区域 5地点により囲まれる区域
 (1) 33-25-32N 132-14-58E
 (2) 33-24-35N 132-15-42E
 (3) 33-23-59N 132-14-33E
 (4) 33-25-00N 132-13-52E
 (5) 33-25-08N 132-14-12E
 備考 測量船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚
 海図 W156-W1218-W1102-JP1102
 出所 第六管区海上保安本部



★5年302項 豊後水道 — 宇和島港 水路測量
 期間 令和5年7月5日～10日の内4日間
 区域 5地点により囲まれる区域
 (1) 33-13-24N 132-33-09E
 (2) 33-13-19N 132-33-18E
 (3) 33-13-10N 132-33-15E
 (4) 33-13-15N 132-33-13E
 (5) 33-13-20N 132-33-05E
 備考 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚
 海図 W138-W151-JP151
 出所 第六管区海上保安本部

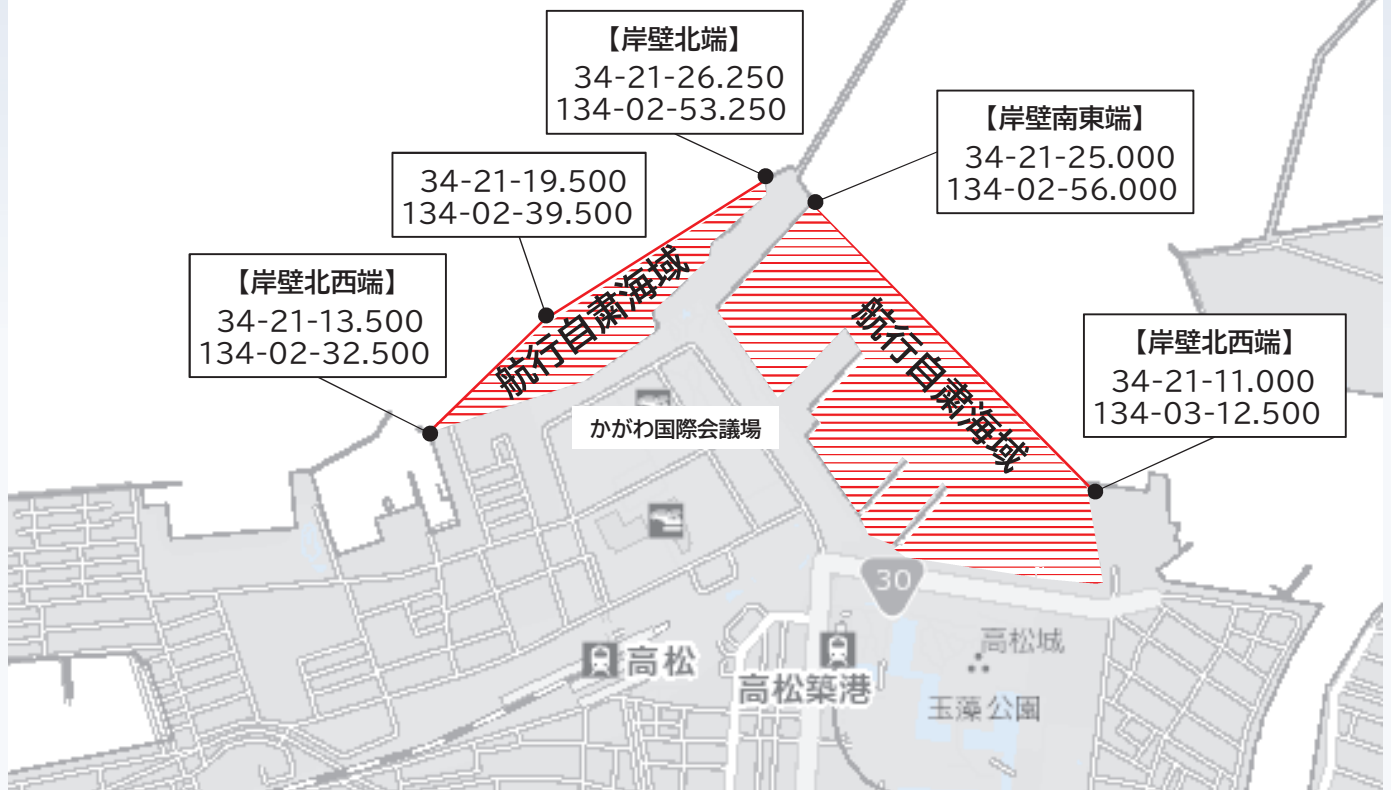


G7香川・高松都市大臣会合の開催に伴う 海上警備にご理解・ご協力をお願いします！

- 第六管区海上保安本部では、7月6日(木)～7月10日(月)までの間、都市大臣会合が開催される「かがわ国際会議場」の周辺海域に **航行自粛海域** を設定し、海上警備を強化します。
- 高松港周辺海域を航行される船舶は、航行自粛海域へみだりに立ち入らないようご協力をお願い致します。
※ 定期運航船の旅客ターミナルへの離着棧は可能です。
- また、その他の海域においても、警備上の必要性から、立入検査、職務質問等を行う場合があります。

【航行自粛海域の設定期間】 ※ 海域及び期間を変更する可能性があります。

令和5年7月 6日(木)12:00から
7月10日(月)12:00まで



KAGAWA TAKAMATSU
Sustainable Urban Development
Ministers' Meeting

第六管区海上保安本部
(電話:082-251-5111)

高松海上保安部
(電話:087-821-7011)

【海上保安庁緊急通報番号:118】

